

平成27年10月15日

答申第611号

#### 1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、第88回放送記念日記念行事の招待者について、「① 関係国会議員名、② 総務省関係者（肩書き、氏名不要）、③ 関係記者会会員の所属企業公人名、記者クラブ名、④ 会友、旧友会会員のそれぞれの人数」の開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書のうち②の総務省関係者は開示したが、①はNHK情報公開規程第8条1項3号の不開示情報に該当するため、③は関係記者会会員には招待状を発送しておらず文書が存在しないため、④は会友および旧友会会員の招待者の人数を記載した文書が存在しないため、いずれも開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

#### 2 NHKの見解の要旨

再検討の求めの文書のうち、①の関係国会議員名、および④の会友と旧友会会員の招待者の合計人数を開示することとする。関係記者会会員には招待状を発送していないため、文書が存在せず開示することができない。

#### 3 審議委員会の判断

再検討の求めの文書のうち、関係国会議員名、および会友と旧友会会員の招待者の合計人数を開示することとしたこと、関係記者会会員には招待状を発送していないため文書が存在せず開示することができないとしたこと、いずれのNHKの取り扱いも妥当である。

#### 4 審議の経過

平成27年10月15日（第226回審議委員会）

第626号諮問、審議、答申